

令和2年度 第2回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和3年1月25日

健康福祉部国保医療課

目 次

1. 諮問について
 - (1) 令和3年度国民健康保険税の税率について

2. 国の動向（制度改定「予定」）について

- 宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

(1) 令和3年度国民健康保険税の税率について

① 国民健康保険事業の概況

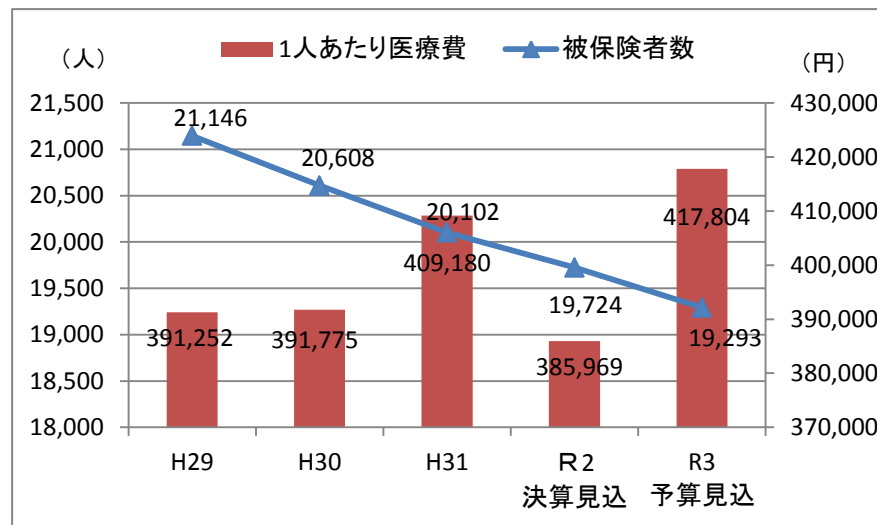
区分	R3年度	R2年度		
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	11,789	11,742	12,544	
被保険者数(人)	全体	19,293	19,668	19,724
	一般	19,293	19,668	19,724
	退職	0	0	0
介護被保険者数(人)	5,392	5,481	5,587	
一人あたり医療費(円)	417,804	434,519	385,969	
一人あたり国保事業費納付金負担額(円)	134,168	134,264	-	

※一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者

※退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者

(65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)

※介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



【参考】

◎令和3年度1人あたり納付金額の本算定情報

	H28納付金相当額	R3納付金額 (激変緩和前)	R3納付金額 (激変緩和後)
宗像市	121,750	134,447	134,168
県平均	128,160	135,130	134,590

◎国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
令和2年度	1,889,648,033円	573,701,600円	177,389,922円	2,640,739,555円
令和3年度	1,819,131,585円	577,439,573円	191,936,056円	2,588,507,214円
前年度比	▲ 70,516,448	3,737,973	14,546,134	▲ 52,232,341
	96.3%	100.7%	108.2%	98.0%

令和3年度国民健康保険税率算定の考え方について

1. 国民健康保険税率の算定について

国民健康保険税率は、平成30年度の国保制度改革（県単位化）により、県が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、市は県が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険税率を決定する仕組みに変わった。

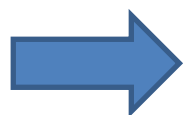
（1）納付金の算定方法（按分の方法）

市の納付金の算定に当たっては、県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

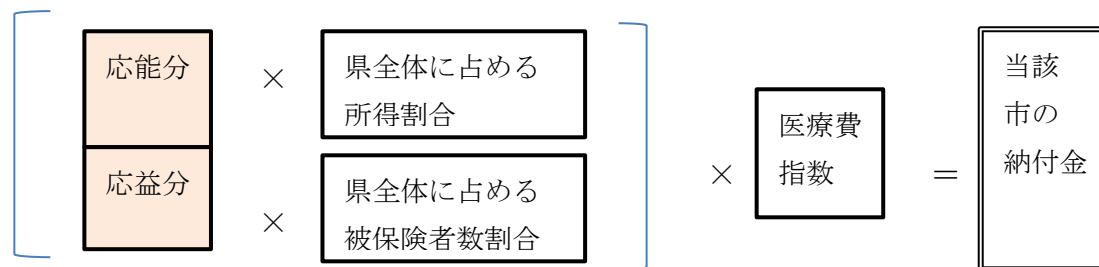
《イメージ》

県全体の納付金必要額

国・県 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
-----------	------------------	------------



市町村ごとの納付金算定方法



② 令和3年度予算(見込)

※現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入					支 出						
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	構成比
保険税	1,820	1,257	431	132	18.9%	総務費	117	117			1.2%
県支出金(保険給付費分)	6,786	6,786			70.4%	保険給付費	6,832	6,832			70.3%
県支出金(保険者努力ほか)	159	159			1.7%	国保事業費納付金	2,589	1,819	578	192	26.7%
繰入金	816	624	146	46	8.5%	保健事業費	129	129			1.3%
繰入金(公費波及増)	19	19			0.2%	直診勘定繰出金	22	22			0.2%
その他収入	35	35			0.4%	その他支出	25	25			0.3%
小計(単年度収入) A	9,635	8,880	577	178	100.0%	小計(単年度支出) B	9,714	8,944	578	192	100.0%
						単年度収支差(A-B)	▲ 78	▲ 64		▲ 14	

【参考】

基金残高見込額(令和2年度末)
1,169,207千円

③令和3年度国民健康保険税について

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄う場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.6	26,400	26,400	2.6	8,500	8,500	2.9	16,500
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,500	8,500	2.6	15,400
	差引	0.2	1,500	1,500	0.0	0	0	0.3	1,100

○1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	68,742円	22,488円	27,053円	98,791円
	改定前	65,629円	22,488円	24,621円	94,999円
	増減	3,113円	0円	2,432円	3,792円
		4.7%	—	9.9%	4.0%
1世帯当たり	改定後	112,498円	36,803円	12,373円	161,675円
	改定前	107,403円	36,803円	11,261円	155,468円
	増減	5,095円	0円	1,112円	6,207円
		4.7%	—	9.9%	4.0%

【宗像市国民健康保険基金を活用し、被保険者の負担軽減する場合】

	区分	医療給付分			後期高齢者支援金分			介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
宗像市	改定後	7.4	24,900	24,900	2.6	8,500	8,500	2.6	15,400
	改定前	7.4	24,900	24,900	2.6	8,500	8,500	2.6	15,400
	差引	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)		7.37	26,400	25,800	2.66	9,269	9,057	2.69	17,687

○ 1人(世帯) 当たり国民健康保険税見込額

区 分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	全体
1人当たり	改定後	65,629円	22,488円	24,621円	94,999円
	改定前	65,629円	22,488円	24,621円	94,999円
	増減	0円	0円	0円	0円
1世帯当たり	改定後	107,403円	36,803円	11,261円	155,468円
	改定前	107,403円	36,803円	11,261円	155,468円
	増減	0円	0円	0円	0円

《 1人あたり国民健康保険税見込額を計算》

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数（19,293人） で計算しています

介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数（5,392人） で計算しています

《 1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算》

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び全体については、保険税÷世帯数（11,789世帯） で計算しています

（令和3年度国民健康保険税改定の考え方）

令和3年度宗像市国民健康保険特別会計予算（案）を編成したところ、約7,868万円の歳入不足が見込まれる。

歳入不足額は全額、保険税で賄うべきところであるが、国民健康保険制度の改正に伴う国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため国民健康保険基金を活用し、被保険者の負担軽減措置を行うものである。

令和2年度税率（額）改定では、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は国が示す基準により算定され納付する仕組みであることから、歳入不足額を国保税率（額）の増額で賄い、医療給付費分は歳入不足額全額を国民健康保険基金で賄って、現行税率に据え置いた。

令和3年度国保税率（額）改定においては、新型コロナウイルスの影響による収入の減少などで経済的に大きな困難が生じている被保険者がいることを考慮して、介護納付金分についても市独自で被保険者の負担軽減措置を実施する。

※後期高齢者支援金分の歳入不足額は国保税率（額）の改定を要しない程度の額であるため、後期高齢者支援金分の税率（額）は据え置きとする。

④ モデルケース税試算資料

●ケース1(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,030,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	24,600	14,900	5,100	4,600
改定前	24,600	14,900	5,100	4,600
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	20,000	14,900	5,100	
改定前	20,000	14,900	5,100	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース2(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,210,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	63,600	38,200	13,100	12,300
改定前	63,600	38,200	13,100	12,300
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,710,000
	所得	610,000
	課税標準所得	180,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	51,300	38,200	13,100	
改定前	51,300	38,200	13,100	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース3(1人世帯)

世帯人員	世帯主(60～64歳)	
収入状況	年金収入	1,606,667
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	128,700	76,800	26,600	25,300
改定前	128,700	76,800	26,600	25,300
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,030,000
	所得	930,000
	課税標準所得	500,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	103,400	76,800	26,600	
改定前	103,400	76,800	26,600	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

④ モデルケース税試算資料

●ケース4(1人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,900,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	185,400	110,400	38,300	36,700
改定前	185,400	110,400	38,300	36,700
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,350,000
	所得	1,250,000
	課税標準所得	820,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	148,700	110,400	38,300	
改定前	148,700	110,400	38,300	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース5(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	980,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	39,200	22,400	7,600	9,200
改定前	39,200	22,400	7,600	9,200
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,530,000
	所得	430,000
	課税標準所得	0
	軽減判定	7割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	30,000	22,400	7,600	
改定前	30,000	22,400	7,600	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース6(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,225,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	96,200	55,400	19,100	21,700
改定前	96,200	55,400	19,100	21,700
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	1,775,000
	所得	675,000
	課税標準所得	245,000
	軽減判定	5割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	74,500	55,400	19,100	
改定前	74,500	55,400	19,100	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

④ モデルケース税試算資料

●ケース7(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	1,880,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	206,200	119,400	41,300	45,500
改定前	206,200	119,400	41,300	45,500
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	2,336,000
	所得	1,236,000
	課税標準所得	806,000
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	160,700	119,400	41,300	
改定前	160,700	119,400	41,300	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース8(2人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)	
収入状況	給与	3,000,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	331,200	192,300	66,800	72,100
改定前	331,200	192,300	66,800	72,100
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

世帯人員	世帯主・世帯員(65～74歳)	
収入状況	年金収入	3,120,000
	所得	2,020,000
	課税標準所得	1,590,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	259,100	192,300	66,800	
改定前	259,100	192,300	66,800	
差額	0	0	0	—
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	—

●ケース9(4人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)、子2人	
収入状況	給与	2,730,000
	所得	1,829,600
	課税標準所得	1,399,600
	軽減判定	2割軽減

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	334,400	203,100	70,300	61,000
改定前	334,400	203,100	70,300	61,000
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

●ケース10(4人世帯)

世帯人員	世帯主・世帯員(40～64歳)、子2人	
収入状況	給与	4,420,000
	所得	3,096,000
	課税標準所得	2,666,000
	軽減判定	軽減なし

	年税額	医療分	支援金分	介護分
改定後	533,600	321,700	111,800	100,100
改定前	533,600	321,700	111,800	100,100
差額	0	0	0	0
(変更率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和2年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	7.5	27,000	24,000	田川市	4.97	-	15,674	13,401	田川市	3.67	-	14,568	8,856
直方市	9.45	-	22,500	23,300	嘉麻市	3.50	20.0	6,500	6,500	直方市	3.30	-	15,300	-
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	直方市	3.30	-	7,700	8,000	大牟田市	3.15	-	14,200	-
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	北九州市	3.11	-	7,840	9,440	福岡市	3.06	-	9,737	7,448
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	-	8,000	6,000	北九州市	3.03	-	8,990	7,950
大川市	8.90	-	29,000	32,000	福岡市	3.05	-	8,099	8,175	宮若市	3.00	3.19	7,900	5,600
行橋市	8.65	-	24,900	27,900	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	宗像市	2.60	-	15,400	-
みやま市	8.63	-	31,098	33,306	中間市	3.00	-	8,800	6,300	飯塚市	2.60	-	9,100	6,700
朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	古賀市	2.40	-	13,200	-
柳川市	8.50	-	29,000	31,000	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	小郡市	2.40	-	10,000	8,000
嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	古賀市	2.90	-	8,400	8,500	柳川市	2.38	-	10,789	8,446
中間市	8.50	-	24,500	25,000	飯塚市	2.80	-	8,100	8,800	行橋市	2.33	-	10,500	8,200
古賀市	8.40	-	23,400	23,500	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	うきは市	2.30	-	12,000	-
筑後市	8.30	-	29,000	31,000	八女市	2.70	-	7,300	7,000	筑後市	2.30	-	10,000	7,000
八女市	8.20	-	24,000	24,000	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	八女市	2.30	-	9,000	7,000
小郡市	8.10	-	25,500	27,000	小郡市	2.63	-	8,400	9,000	大川市	2.27	-	10,000	9,000
福津市	8.00	-	26,700	26,700	筑後市	2.60	-	8,000	9,000	中間市	2.20	-	7,000	4,500
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	宗像市	2.60	-	8,500	8,500	福津市	2.20	-	13,100	-
福岡市	7.82	-	21,814	22,020	柳川市	2.57	-	9,067	9,711	糸島市	2.20	-	12,700	-
北九州市	7.76	-	20,290	24,440	大川市	2.56	-	9,000	10,000	春日市	2.20	-	15,000	-
宗像市	7.40	-	24,900	24,900	みやま市	2.53	-	8,940	9,575	みやま市	2.16	-	9,819	7,687
太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	福津市	2.50	-	8,000	8,000	久留米市	2.11	-	14,700	-
豊前市	7.30	-	21,000	27,000	行橋市	2.49	-	8,700	9,400	太宰府市	2.10	-	16,200	-
筑紫野市	7.20	-	25,000	24,000	太宰府市	2.47	-	8,300	9,200	豊前市	2.10	-	9,000	4,000
春日市	7.10	-	26,000	26,000	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
大野城市	6.90	-	24,000	24,000	春日市	2.40	-	8,000	8,000	筑紫野市	1.60	-	12,000	-
那珂川市	6.90	-	25,000	25,000	筑紫野市	2.00	-	7,000	7,000	嘉麻市	1.50	-	10,500	-
飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	大野城市	1.70	-	6,000	6,000	大野城市	1.30	-	11,000	-
田川市	6.63	-	20,915	17,882	那珂川市	1.70	-	6,500	6,500	那珂川市	1.30	-	13,000	-
平均	8.13	17.5	24,649	25,260	平均	2.75	20.0	8,132	8,038	平均	2.35	3.2	11,541	7,692

2. 国の動向（制度改定「予定」）について

（1）国民健康保険税の賦課限度額の見直し

○賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

○政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

○賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層（※）に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

※中間所得者層：低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層

○令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による景気の動向などを踏まえ、制度改正は見送られた。

【現行】

基礎課税額（医療分）	6 3 万円
後期高齢者支援金等課税額	1 9 万円
<u>介護納付金課税額</u>	<u>1 7 万円</u>
合 計	9 9 万円

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

- 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う慣例がある。
- 令和3年度は基準額引き上げは見送られた。

(3) 個人所得課税の見直しに伴う改正（令和3年度から適用予定）

- 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

【軽減判定所得（現行）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）

5割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋28.5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（33万円）＋52万円×（被保険者数）

【軽減判定所得（改正後）】

7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）

5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋28.5万円×（被保険者数）

2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円※）＋52万円×（被保険者数）

※給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円＋10万円×（給与・年金所得者の数－1）

令和元・2・3年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:平成31年4月1日～令和4年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	吉田 洋之
	猪狩 美世子		湊上 雅典
	辻 伸子		緒方 文子
	阿久根 文子		中村 洋子
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	三宅 陽	被用者保険等 保険者代表委員	古田 博信
	岩野 歩		
	間世田 勇作		
	井野 博文		